

## 知財訪中ミッション（実務レベル）結果報告

平成 17 年 4 月 26 日  
国際知的財産保護フォーラム

## 1. 実施期間・参加者・訪問先

(1) 実施期間 4月18日(月)～22日(金)

(2) 参加者

民間：ホンダ、松下、バンダイ、シチズン、ダイキン、セイコーエプソン、東芝、カシオ、大興、精興園、日本知的財産協会、電子情報産業協会、コンピュータソフトウェア著作権協会、日本映像ソフト協会、日本音楽著作権協会、日本レコード協会、発明協会

政府：経済産業省、特許庁、警察庁、外務省、財務省、文化庁、農林水産省、JETRO、熊本県

(3) 訪問先

国家林業局、農業部、国家知識産権局、国家工商行政管理総局商標局、国家工商行政管理総局公平交易局、海関総署、最高人民法院、国家質量監督検験検疫総局、国家版權局、商務部・保護知識産権弁公室、公安部

## 2. 結果概要

(1) 日中協力

各機関に、取締・法改正への協力を提案した。具体的に協力事業が進むことになったのは、工商総局商標局、海関など限られているが、各機関とも、要請を含めた協議を円滑に進める効果があった。

模倣品真贋判定事例集セミナーの開催について

- ・ 商標局から、8, 9月、4, 5カ所での実施を提案された。
  - ・ 海関総署から、日中で緊密な準備作業を行った上での実施を提案された。
  - ・ 検検総局から、地方の検検局に対してコンタクトを取る、その際には検検総局が後押しする、経済産業省との協力覚書を検討する旨提案された。
- 侵害者リストの作成について

- ・ 海関総署から、テストケースとして、目立っている事例について摘発者をリストアップすること、米欧で発見された際のリストの提供、侵害発生場所及び対象商品の提供が提案された。
- ・ 検検総局から、法律別に分けたリスト作成が提案された。

#### 類否判断事例集について

- ・ 商標局から、9月に事例を10件程度取り纏め、意見交換を実施することとなった。(中国側は、前半に類否事例、後半に高知名度商標(渉外関係)をそれぞれまとめた事例集を12月にも作成する予定。)

#### 特許審査官に対する技術説明会について

- ・ 中国側でニーズ調査をして、ニーズがあった場合に日本に連絡することとなった。これまでの技術説明に対しては有益であったとの中国側の評価。( 知識産権局 )

#### 日本政府との交流について

- ・ 知識産権局審判部から、日本の審判部との交流の他、日本の裁判所と交流したい(日本の審判部と裁判所の連携(手続的、人的、データベース)の仕方、訴訟の具体的手続等)との要請があった。( 知識産権局 )
- ・ 日本の裁判官との交流が要請された。( 最高人民法院 )
- ・ 日本政府がJASRACをどのように管理しているのか、カラオケの著作権管理・監督をどのように実施しているかについて実務対話を実施したい。( 国家版權局 )

#### 民間企業への協賛要請

- ・ 中学生を対象とした著作権保護のための冊子を販売する予定。企業に購入してもらい、頒布して欲しい、との依頼があった。( 国家版權局 )
- ・ パンフレット普及費などに協賛してほしい。( 商務部 )

## (2) 優先要請事項

当方が挙げた優先事項に対し、制度・運用上の改善を要請、意見交換した。

#### デザイン模倣品対策の強化

- ・ 中国不正競争防止法には商品形態の模倣を禁止する規定がないため、かねてから法改正を要請してきた。現在、工商総局公平交易局で「商品形態模倣を禁止する規定を含め改正作業中である」とのことであった(同法改正は全人代が認めており近く行われる予定)。当方から「改正条文案を確認したい」と申し入れたが断られ、代わりに「意見は聞くので言ってほしい」とのことであった。今後も、実のある改正が行われるようプッシュし、内容を確認していく必要がある。本件で米欧と連携していく必要がある。( 公平交易局 )
- ・ 世界公知基準、部分意匠については、第3次改正の中で検討する。意匠の展示については、広く意見を募集し、検討する。間接侵害は事例があれば検討したい。(改正時期は未定)( 知識産権局 )

#### 取り締まり強化・再犯対策

- ・ 呉儀副総理が主導する知的財産保護キャンペーン(昨年9月～8月)が、今年末まで延長されたとのこと。1 - 3月は食品、薬品、4 - 6月は農業、7 - 8月は企業名称(商号)、9 - 10月は農産物とGI、11 - 12月は総括とりまとめ、摘発を支持した案件の進展の督促。
- ・ 知的財産権違反で刑事訴追された人の数は増えていると最高人民法院から紹介があった。
- ・ 個別事案の摘発をフォローする枠組み作りが、2.(1)の通り、海関(被害情報提供・受入) 工商総局商標局(取締職員向け研修実施) 検験総局(経済産業省との協力覚書検討)では前進した。

#### 特定分野の特許審査促進

日本側関心技術分野に係る審査官研修協力について検討することになった。

#### (3) その他

商号問題に対応するため、反不正競争法の改正を検討している。(公平交易局)

商標審査基準は6月あたりを目途に公開の予定。(商標局)

商標法改正を早くやりたいと思っている(時期未定)。異議申立、評審委員会、裁判(二審性)の現状4段階の簡素化を検討している。(商標局)

海関は5月から、これまで摘発したリスト(ブラックリスト)が入っており検索も可能なコンピュータシステムを導入する予定。(海関総署)

海関と公安とで刑事訴追のためにどのような連携を図るかについて、規定を作成し、5月に発表する予定。(海関総署)

UPOV91年条約の締結に関して、2005年中ほどから1年程度をかけチームを作って各方面から検討する予定である。(国家林業局、農業部)

いぐさ等の植物登録品種の権利侵害問題に関し、農業部のホームページに新品種保護の啓発情報を掲載するなど、インターネットを使用して農民及び輸出業者等に周知・啓発を図ることが可能である(農業部)

農業部では22属・種について保護対象作物の範囲を拡大することを検討中である。いぐさについては、農林水産省から農業部に対し正式な要請レターを送付すれば技術協力案件として検討することが可能である(農業部)

#### 3. 今後の予定

実務ミッションを踏まえ、ハイレベルミッションに向けて要請書の部分

修正

6月12日(日)～16日(木)の予定でハイレベルミッション実施  
第3回訪中ミッションの評価、米欧との連携、第4回ミッションに向けて検討開始